

事前意見に伴う対応方針

議題Ⅰ 追加資料

No	ページ等	素案	意見	対応方針
1	P1 12行	また、日影規制等の条件から、4階程度と想定します。	また、現在は4階程度を想定しています。	御意見のとおり修正します。
2	P1 図表1 (4段目)	用途地域/立地適正化計画 第1種中高層住居専用地域(都市機能誘導区域)	用途地域/立地適正化計画 項目を別立てにしてはどうか。	ページ割付の都合により以下のとおりとします。 第1種中高層住居専用地域/都市機能誘導区域
3	P1 図表1 (10段目)	10m/2.5時間以上	10m~/2.5時間以上	御意見のとおり修正します。
4	P1 図表2 (3段目)	4階程度(容積率のほか、日影規制等の条件を考慮)		4階程度 ()部分を削除
5	P5 10行	①相談援助事業等の実施	①福祉総合相談窓口等の実施	①福祉総合相談窓口の実施
6	P5 18行	(iv)地域福祉活動・ボランティア支援事業	(iv)地域福祉活動・ボランティア活動支援を含んだ相談事業	(iv)地域福祉活動・ボランティア活動支援事業
7	P6 8行	事務室(打合せスペース含む)	事務室 ()部分を削除	御意見のとおり修正します。
8	P7 13行	カウンター、事務室(打合せスペース含む)		カウンター、事務室 ()部分を削除
9	P7 15行	※主な利用者は事業所職員ですが、市民の相談にも対応できるスペースを確保	「※市民の相談に対応できるスペースを確保」に修正。	御意見のとおり修正します。
10	P10 2行	まちなかの交流やにぎわいづくりは、施設内に交流スペースを創出します。日常的な地域コミュニティの形成に寄与することで、	まちなかの交流やにぎわいづくりは、施設内に交流スペースを創出するほか、イベント等にも活用できるオープンスペースを確保します。 地域住民が集い、活動や交流を通じて日常的な地域コミュニティの形成に寄与することで、	オープンスペースの確保が決定していないため、その可能性を残す下記の表現とします。 まちなかの交流やにぎわいづくりは、施設内に交流スペースを創出するほか、イベント等にも活用できるオープンスペースも検討します。 地域住民が集い、活動や交流を通じて日常的な地域コミュニティの形成に寄与することで、

11	P10 8行	施設利用者（子育て世代、中高生、福祉事業者等を含む）や地域住民が自由に利用できるフリースペースとして、地域コミュニティ形成などに寄与する場です。効率的な空間利用のできる複合施設として、災害時には災害ボランティアセンターとして活用します。	施設利用者（子育て世代、中高生、福祉事業者等を含む）や地域住民が自由に利用できるフリースペース、飲食等しながら交流できる場として、地域コミュニティ形成などに寄与する場です。 効率的な空間利用のできる複合施設として、災害時には災害ボランティアセンターとして活用します。 <u>また、低層部はガラス張りにし、屋内外一体で活用できるオープンスペースを確保するなど、まちなかにぎわいをにじみ出させる工夫のあるつくりとします。</u>	No10と同様の理由により、変更は行いません。
12	P10		（2）機能等の想定される諸室に以下を追加したらどうか。 ○屋内外一体で活用できるオープンスペース	No10と同様の理由により、追加しません。
13	P13		共用機能（屋外）を項目ごと「2-2-4 まちなかの交流やにぎわいづくり」に移動してはどうか。	「にぎわい」に関する内容だけではないため、移動はしません。
14	P13 2行	建物外周には、安全性や快適性確保のため、歩行者空間や緑地を設けます。	建物外周には、安全性や快適性確保のため、歩行者空間や緑地を設けるとともに、 <u>イベント等に活用できるオープンスペースを確保します。</u>	No10と同様の理由により、変更は行いません。
15	P13 写真	（事例） 志木市役所 公共空間でのキッチンカー	朝霞のキッチンカーの写真に差替えてはどうか。	御意見のとおり写真を変更します。
16	P14 図表3（4段目）	※社会福祉協議会のスペース（約30㎡）を含む	※社会福祉協議会 <u>用</u> のスペース（約30㎡）を含む	御意見のとおり修正します。
17	P14 図表3（5段目）		まちなかの交流やにぎわいづくりに ③屋外オープンスペース を追加してはどうか。	No10と同様の理由により、追加しません。
18	P15 4行	・駅からの来所も想定し、敷地南側の市道に主出入口を配置します。	・駅からの来所も想定し、敷地南側の市道に <u>歩行者</u> 出入口を配置します。	御意見のとおり修正します。

19	P15 6行 図表4 P18 図表7	・利用者の利便性を考慮し、北側市道からも自動車の出入りができるようにします。	歩行者導線への配慮から、南側道路からの駐車場出入口を設けないように変更してはどうか。	駐車場の出入口は設計段階で再検討する必要があるため、出入口を確定する表現を避け、左記の素案文章を削除します。 また、図表の駐車場出入口の文言及び両矢印を削除するとともに、「※イメージであり、設計段階で変更する場合があります」の表現を追記します。
20	P17 図表6	共有	共用	御意見のとおり修正します。
21	P17,18,22	駐車場		ピロティ・駐車場・駐輪場
22	P24 2行	都市計画法をはじめとする法令等を遵守するとともに、特に「朝霞市景観計画」に準拠して、セットバックや建築計画（色彩等）を検討します。	都市計画法をはじめとする法令等を遵守するとともに、特に「朝霞市景観計画」に配慮して、 <u>セットバックや建築物・工作物の形態・意匠・色彩、配置、緑化等</u> を検討し、 <u>歩行者が魅力を感じるような計画とします。</u>	一部参考とし、以下のとおりとします。 都市計画法をはじめとする法令等を遵守するとともに、特に「朝霞市景観計画」に配慮して、セットバックや歩行者が魅力を感じるような計画とします。
23	P25 2行	本施設は、子どもたちや妊婦、高齢者、障害者等、不特定多数が訪れる施設であるため、福祉関係法令等を遵守し、すべての人が、	本施設は、子どもたちや妊婦、高齢者、障害者等、 <u>多様な人が訪れる施設</u> であるため、福祉関係法令等を遵守し、すべての人が、 また、バリアフリーの文言を追加してはどうか。	本施設は、子どもたちや妊婦、高齢者、障害者等、 <u>多様な人が訪れる施設</u> であるため、 <u>バリアフリー化するとともに</u> 、すべての人が、
24	P26 図表15	【図表15 管理運営体制】	図表の内容が管理運営体制の内容と異なるのではないかと。	以下のとおりタイトルを変更します。 【図表15 導入機能の関連図】
25	P31 4行	また、行政や市民、市内の福祉事業者の意向を施設整備に反映しやすいことや事業期間の短縮を図るために従来手法が適すると判断しました。 なお、建設コスト縮減を図るため、設計者選定にあたってプロポーザル方式の採用を積極的に検討していきます。	また、行政や市民、市内の福祉事業者の意向を施設整備に反映しやすいこと <u>から</u> 従来手法が適すると判断しました。 なお、民間事業者の専門的なノウハウや技術力を活かすため、設計者選定にあたって <u>プロポーザル方式の採用を積極的に</u> 検討していきます。	御意見のとおり修正します。

26	P31 図表 17 (4 段目)		DB 方式の評価に記載された文章が内容に相反しているのではないか。	上段の「事業手法の選定」において、事業手法を従来方式とした理由を述べていること、図表 17 の「民間事業者の意向」にも DB 方式や PFI 方式を選択しにくい意見が記載されているため、図表 17 の「評価」の欄にある文章は削除します。
27	P32 図表 18			図表の下段に以下を追加します。 ※用地の取得等は検討中です。